

特集

Feature Articles

廃棄物処理と紙おむつ

循環型社会における廃棄物処理のあり方を探る

環境委員会では過去10年間5回にわたって、全国自治体の廃棄物処理担当部門のご協力を得てアンケート調査「地方自治体からみた廃棄物中の紙おむつ」を行ってきました。第6回調査の年にあたる2002年度は、従来のアンケートによる調査に代えて、日衛連紙おむつ同業会・環境委員会のメンバーが全国22の市および複数の自治体でつくる広域処理組合を直接訪問し、廃棄物処理、使用済み紙おむつ処理の現状、今後の処理の方向性についてインタビュー調査を実施しました。循環型社会構築を目指す国の施策、清掃事業を行う行政、在宅介護の増加などの中での使用済み紙おむつの処理の現状と今後について特集します。

● 着々と循環型社会への転換めざす

「限りある資源を有効活用する」という側面と、「地球温暖化の防止」という側面から、廃棄物の有効利用に向けての動きが大きな流れとなりつつあります。

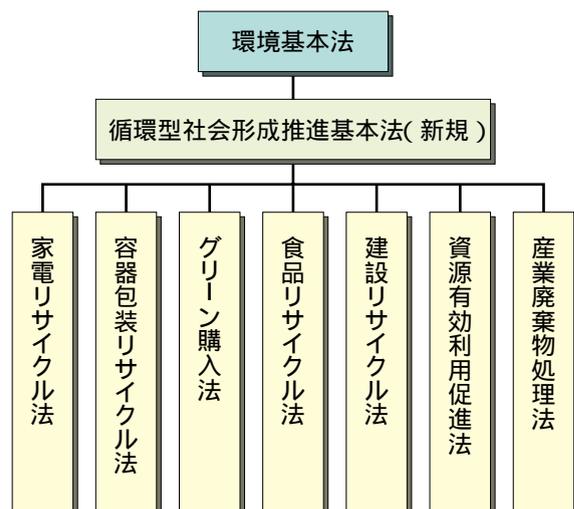
平成14年版環境白書によれば、わが国では平成11年に5,145万トンの一般廃棄物と4億トンの産業廃棄物を排出しています。廃棄物をめぐっては、不法投棄問題、不法輸出などの廃棄物をめぐるトラブルの続出や、焼却処理によるダイオキシン発生問題や、最終処分場不足の深刻化があります。こうした廃棄物処理が社会問題化し、全国的に廃棄物処分場の新規立地に対する住民の理解が得られにくくなっています。

問題の根本的解決のために、3R(「リデュース 廃棄物の減量」、「リユース 部品などの再利用」、「リサイクル 資源の再利用」)を推進してゆかねばなりません。

国でも循環型社会への転換を目指して、環境

関連法案の整備が進められています。

廃棄物対策での主要な法律には「廃棄物処理及び清掃に関する法律(廃掃法ないし廃棄物処理法)」、「再生資源利用促進法」、「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」などがあります。また、急速に悪化する廃棄物問題に対処するため、



廃棄物対策とリサイクル対策を総合的・計画的に推進する「循環型社会形成推進基本法」が2000年6月に公布されました。

「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで、物質の効率的な利用やリサイクルを進めることによって、資源の消費を抑制し、環境への負荷が少ない「循環型社会」を形成することをねらいとしています。これをベースに国が物

質の循環全般を掌握し、計画を策定、対策を推進することとなっています。さらに、これと併せて5つの法律が整備・制定されました。

これらの各種法整備が実際の廃棄物処理行政にどのように反映されてきているのか、また、使用済み紙おむつの処理がどのように変化しているのか、今回、環境委員が直接自治体・広域処理組合を訪問した大きな狙いでした。

● 一般廃棄物について

ごみ焼却の広域処理化進む

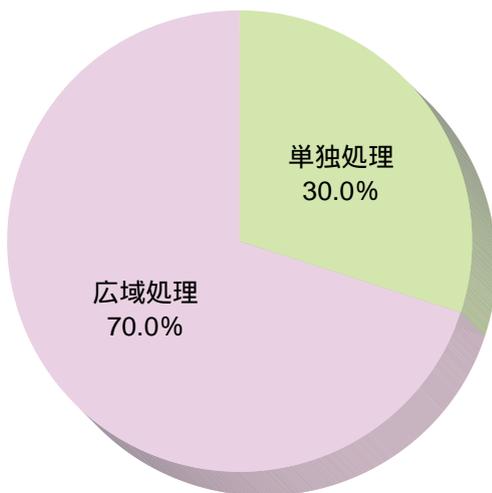
今回訪問したのは、ここ数年の間に、焼却施設を更新した22カ所の自治体または広域処理組合です。その内訳は、更新前より焼却炉の処理能力を増やした自治体または広域処理組合10カ所、更新前と比べて焼却炉の処理能力を減らした自治体または広域処理組合11カ所、さらに前回と同じ処理能力で更新した1カ所です。増えた処理能力の平均は更新前に比べて平均2.1倍と大型化したのに対し、処理能力減の場合は更新前に比べて平均0.8倍と縮小幅は小さなものでした。

これら更新したの焼却施設を自治体が単独で使用しているケースは11カ所、近隣の自治体と

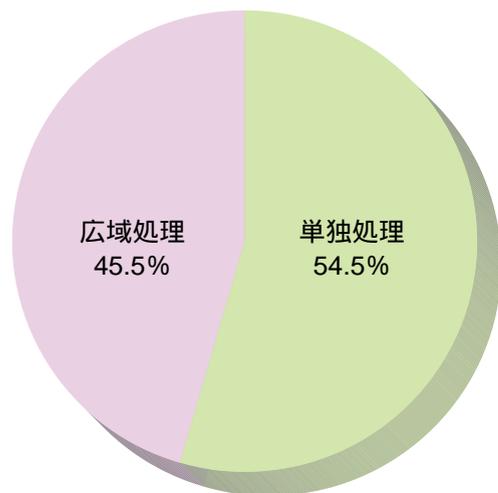
広域処理組合を結成して使用しているケースが11カ所でした。

炉の処理能力を増やした場合、それを単独の自治体で使っているのは全体の30%に過ぎず、70%が近隣の市町村との広域処理を行っています。この要因として「国の指導に沿った焼却炉の大型化への対応」、「処理場建設敷地の確保困難」などが考えられます。逆に、設備更新前より処理能力を減らした施設では一つの自治体での単独使用が54.5%、近隣の自治体との広域使用が45.5%でした。今回調査した中で更新前と同じ処理能力を持った自治体・組合は北海道札幌市1つだけで、札幌市単独での使用でした。

焼却炉能力を増やした施設の処理区域



焼却炉能力を減らした施設の処理区域



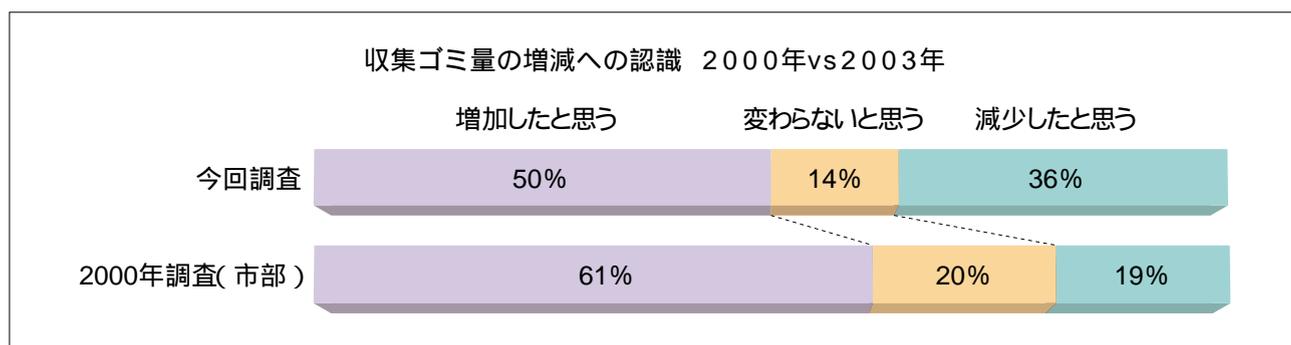
「ごみ減少」の傾向、前回より顕著

ごみの分別収集やリサイクル、資源化が進んでいる中で、自治体・組合が収集処理している一般家庭ごみの増減はどのようになっているのかを見たのが下の図です。

2000年に実施したアンケート調査「地方自治体から見た廃棄物中の紙おむつ」(以下、前回調査)の市部の数値と比較してみると、ごみ量が「増加した」という回答は前回の61%から50%へと6%減少し、「変わらず」も前回の20%から14%へと減

り、「減少した」と認識している人が19%から36%へと増えています。景気の低迷によるごみ量の減少も考えられますが、分別区分の細分化、資源化への流れが加速しているのではないのでしょうか。

この中でごみとして排出される使用済み紙おむつの量は増えているのでしょうか。鳥取県米子市、山口県宇部市、広島県東広島市の担当者は「収集している一般家庭ごみの中で、紙おむつの割合が増加しているとの認識はまったくない」とも話していました。



分別収集区分の細分化、さらに進む

廃棄物のリサイクルや資源化の動きが高まっている中で、自治体・広域処理組合の一般家庭ごみの収集区分について聞いてみました。

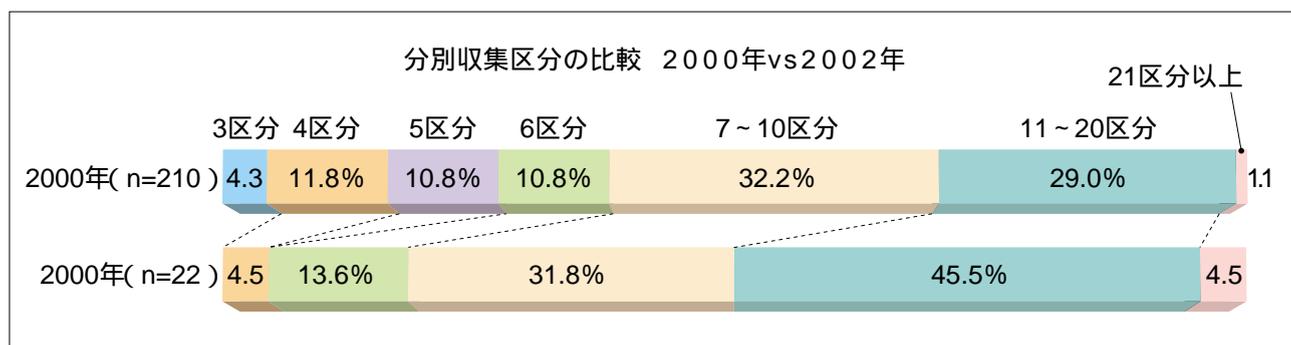
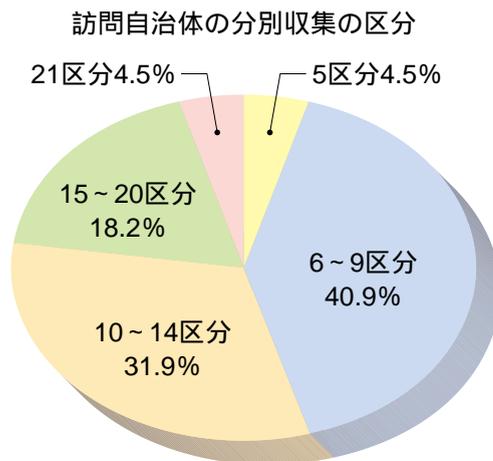
その結果、5区分未満から9区分までの分別収集をしている自治体・広域処理組合が45.4%で、10区分以上が54.6%でした。

この結果を前回調査の市部の結果と比較したのが下のグラフです。

2000年のデータは対象件数が210に対して、2003年度は約1/10の22件ですが、分別収集区分が明らかに細分化の方向に進んでいることがわかります。

また、22訪問先の中で13自治体・広域処理組

合が今後さらに収集区分の細分化を進める、あるいはその可能性があるとしています。



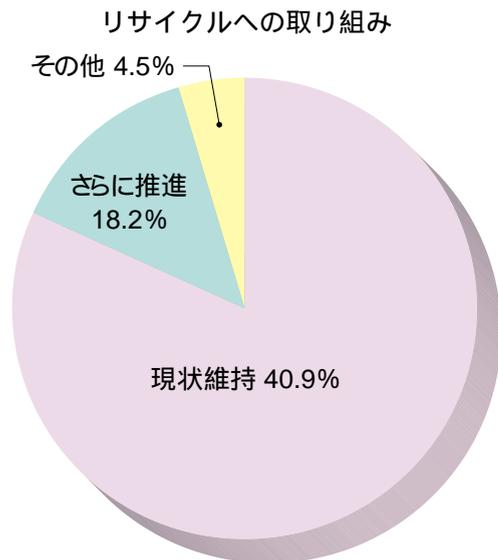
リサイクルへの取り組みは、導入済み施策の徹底に重点

一般家庭排出の廃棄物のリサイクルについては、平成12年に公布された「循環型社会形成推進基本法」をはじめとし、容器包装リサイクル法など、関連法規の整備が続き、事業者、消費者、自治体それぞれの役割が明確になっています。

特に、容器包装リサイクル法では地方自治体の果たす役割は大きく、自治体や広域処理組合の行政コストが上昇をする要因ともなっています。

今回訪問したすべての自治体・広域処理組合、すでに何らかの方法で収集した廃棄物のリサイクルに取り組んでおり、今後は、新規のリサイクル施策を導入するよりも「とりあえず現状維持」で、「導入済み施策の徹底を図る」が全体の81.8%を占めています。これは、容器包装リサイクル法の施行に伴う分別収集区分の細分化の推進や、資源

ごみの回収制度の構築、有料指定袋制度の導入など、多くの自治体・広域処理組合で相次いで多くの施策が導入されており、現在はその徹底に重点がおかれようとしていると感じました。



● 使用済み紙おむつの処理について

訪問自治体・広域処理組合すべてが「紙おむつは可燃ごみ、焼却処理」

分別収集区分の細分化が進む中で、家庭から排出される使用済みの乳幼児用や大人用の紙おむつは、どの分類で収集されているのでしょうか。

結果は、今回訪問した22の自治体あるいは広域処理組合のすべてが「可燃ごみ」に分類して収集し、焼却処理を行っていました。対応いただいた担当者の方々に改めて「紙おむつは可燃ごみか、不燃ごみか」をたずねました、すべての担当者の方々が「紙おむつは可燃ごみ」と明快に回答され、紙おむつを可燃物で処理していて問題はないでしょうか」との問いに対しても、すべての担当者の方が「可燃で問題ない」としています。

今後についても、現在「可燃ごみ」に分類されている紙おむつは、すべての訪問先で「現状と同じ」としており、将来的にも一般家庭排出の紙おむつの場合は「可燃ごみ」として自治体・広域処理組合が収集、焼却処理していくことがわかりました。

東広島市では「今後も一般家庭ごみとともに回

収し、焼却処理していく」として、「紙おむつだけの単独収集は経費面から困難で、将来的にもありえないだろう」と話していました。また、鳥取県米子市、山口県宇部市の場合も、「さらに収集区分の分別化が進んだとしても、紙おむつの単独回収は考えにくい」と話していました。

介護施設の使用済み紙おむつは事業系一般廃棄物

老人ホームなど、介護施設から排出される紙おむつの収集・処理については、今回訪問した22自治体・広域処理組合の内、18カ所が事業系一般廃棄物扱いとしていました。自治体・広域処理組合自らが収集・処理を行っているケースや、一般廃棄物運送業者が収集し自治体・組合の焼却処理場に持ち込むケースなど様々でした。

長野県飯田市では、「事業系一般廃棄物の収集は行なっていないので、病院・施設も例外ではない。ただし、一般廃棄物業者が持ち込む可燃性廃棄物は広域処理組合の焼却施設で受け入れられている」として事業系廃棄物の収集に自治体が関

与しない姿勢を明確にしています。また、熊本県宇土市の場合は、「医師の判断は事業系一般廃棄物だが、一般廃棄物扱いでは業者に収集を拒否されたため、業者の意見を尊重し感染性廃棄物として収集・処理されている」としているところもありました。

使用済み紙おむつのリサイクル「なじまない」

様々な廃棄物が再生利用、再利用、リサイクルされている中で、使用済み紙おむつのリサイクルについてはどのように考えているのかを聞いてみました。その結果は、訪問したすべての自治体・広域処理組合で「使用済み紙おむつのリサイクルは考えたことがない」または「なじまない」として否定的でした。

その理由について、熊本県宇土市からは「し尿が付着しているという紙おむつの性格上、再資源化したときに果たして受け入れられるかどうか、それが問題になるのでは」として、否定的な意見を述べられています。

愛媛県新居浜市では「複合素材であることがリサイクルする場合に障害になる。それぞれの処理の仕方も不明」としています。また、和歌山県有田市からは「リサイクルしない理由の一つには、紙おむつ単独収集の手段、コストの問題がある」という意見もいただきました。

一方、千葉県千葉市は「使用済み紙おむつをリ

サイクルするのではなく、紙おむつの使用素材にリサイクル資源を活用しては」とのご意見をいただきました。ちなみに、日衛連では大人用紙おむつの材料規格に、再生パルプも使用できるよう定めています。

使用済み紙おむつの処理、問題はマナー

家庭から出される使用済み紙おむつについての問題点について伺ったところ、そのほとんどが「ごみに出す場合のマナー向上を」というものでした。

新潟県糸魚川市や千葉県千葉市、北海道江別市、愛媛県新居浜市、熊本県宇土市の各担当者から「防疫面で不安」、「汚物の飛散による汚れ」の指摘があり、「汚物をトイレに流してからごみとして出す」ことを徹底されたい、との意見をいただきました。

また、北海道札幌市では、特に問題ないとしながらも、公園で使用済み紙おむつを捨てないよう、ごみカゴを撤去したとのことでした。

東京都西東京市からは「紙おむつは可燃ゴミか、不燃ごみ化の問合せが年間50件ほどある」とのことでした。これらの問題は、紙おむつを可燃物として扱うことが原因ではなく、使用者のマナーの問題あり、日衛連としては消費者への処理マナーの、さらなる普及啓発の必要性を痛感しました。

● 処理ルールの確立が急がれる在宅医療の廃棄物

感染性廃棄物も区別つきにくく、ケース・バイ・ケースで対応

介護保険法の施行によって高齢者の在宅介護が増加、家庭内で注射針やチューブ類、薬液バッグなどの医療器具や、ガーゼ、包帯、紙おむつなどが使われています。これらの廃棄物をどのように処理するかについては、訪問した自治体・組合がケース・バイ・ケースで対応しているとの印象が強く、その取り扱いルールの確立が急務であることを感じました。

注射針、チューブ類、薬液バッグなどは医療

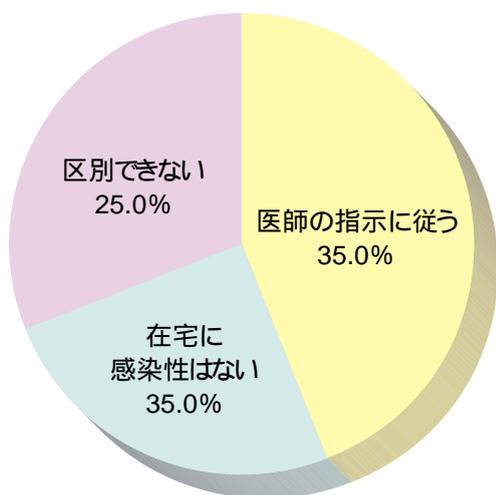
機関に戻して処理を依頼したり、医療機関に相談してその指示を仰ぐというのがもっとも多い対応方法でした(18件中14件=78%)。また、注射針だけを別に安全な容器に入れて回収したり、不燃物と可燃物の分けて収集処理する自治体・組合もありました(18件中2件=11%)。注射針等はメーカーに回収を依頼するという回答もありました(18件中1件=6%)。

一方ガーゼ、包帯などの可燃物の場合は、可燃ごみとして処理するケースが多く、可燃ごみといっしょに廃棄されると、一般家庭ごみとの

区別がつきにくいというのが実情のようです。

在宅医療で使用された廃棄物の中に、感染性廃棄物が含まれた場合の取り扱いについては、「医師の指示に従う」がもっとも多い回答で44%でした。次は「感染性かどうかの判断はできない」の31%、さらに「在宅介護からは感染性廃棄物はない」が25%でした。見解が3つ分かれているという印象はぬぐえず、ここでも、清掃現場での判断の困難さ、対応の難しさが浮き彫りにされています。

在宅介護医療廃棄物中の感染性廃棄物の取り扱い

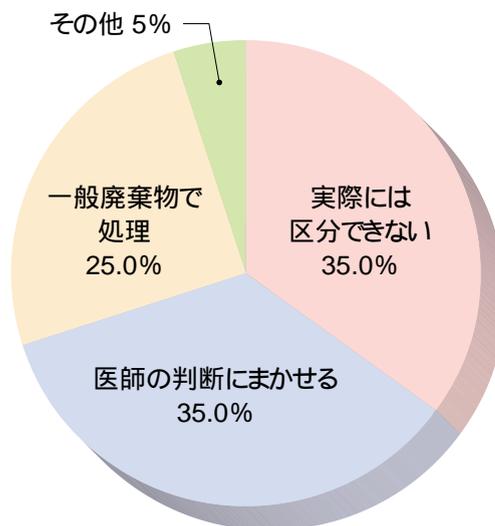


紙おむつの場合は...

在宅医療で使用した紙おむつの処理については22の自治体・広域処理組合から回答をいただきました。

「医師の判断に任せる」は35%。感染性・非感染性の区分は「実際にはできない」とする意見が35%あり、「一般廃棄物で処理している」と回答した25%を加えると、60%の自治体・広域処理組合で、一般廃棄物として焼却処理を行っていることがわかりました。

在宅医療で使用した紙おむつの処理



紙おむつ・ライナー生産数量（日衛連調べ）

単位：トン、千枚

			平成13年		平成14年		平成15年						
			年計	前年比%	年計	前年比%	1～3月	前年比%	4～6月	前年比%	7～9月	前年比%	
紙おむつ	大人用	(パンツタイプ)	テープ型 千枚	234,150	93	256,592	110	79,031	135	79,175	132		
			テープ型 トン	28,314	92	31,513	111	9,996	140	10,210	138		
			パンツ型 千枚	270,670	111	296,815	110	88,155	147	95,221	131		
			パンツ型 トン	21,921	108	23,783	108	7,403	153	7,962	135		
			合計 千枚	504,820	102	553,407	110	167,186	141	174,396	131		
			合計 トン	50,235	98	55,296	110	17,399	145	18,172	137		
		フラット型等その他	千枚	364,913	88	387,469	106	95,057	106	100,215	101		
			トン	25,552	90	26,685	104	6,547	105	6,881	101		
			千枚	1,358,063	96	1,494,952	110	453,025	140	474,335	129		
			トン	53,104	96	60,457	114	17,715	130	18,969	129		
			合計 千枚	2,227,796	96	2,435,828	109	715,269	134	748,946	125		
			合計 トン	128,891	96	142,438	111	41,662	131	44,021	127		
	乳幼児用	(パンツタイプ)	テープ型 千枚	3,289,980	93	3,266,903	99	860,400	111	906,608	110		
			テープ型 トン	118,555	93	113,647	96	29,590	110	30,804	107		
			パンツ型 千枚	2,156,438	113	2,611,110	121	754,485	127	858,994	134		
			パンツ型 トン	95,926	123	112,005	117	31,993	124	36,119	132		
			合計 千枚	5,446,418	100	5,878,013	108	1,614,885	118	1,765,602	120		
			合計 トン	214,481	104	225,652	105	61,582	117	66,922	119		
合計	千枚	7,674,214	99	8,313,841	108	2,330,154	122	2,514,547	122				
	トン	343,372	101	368,090	107	103,244	122	110,944	122				
ライナー	千枚	101,055	84	84,113	83	17,873	87	23,062	88				
	トン	160	84	133	83	28	87	37	88				

*枚数については、平成2年4月から発表 *大人用3分類別表示は、平成5年1月から発表 *大人用4分類表示、乳幼児用2分類表示は、平成10年1月から発表

寝たきりの人のおむつ代は、確定申告すると医療費控除が受けられます

昭和63年1月からおむつ（寝たきり用）は、医療費控除の対象になっています。控除を受けるためには、医師の発行する「おむつ使用証明書」 使用者の名前とおむつ代であると明記した「領収書」が必要です。詳しくは病院・医院、または税務署、市区町村役場にお問い合わせください。

紙おむつ・生理用品・衛生材料に関するご質問ご意見お問い合わせは下記へ

社団法人 日本衛生材料工業連合会

〒171-0033 東京都豊島区高田3-36-12
電話 03-3971-0452 FAX. 03-3983-3403